

# 申し入れ書

2016年7月15日

愛媛県警察本部長

林 学 様

愛媛県議会議員

石川 稔

田中克彦

福田 剛

村上 要

渡部伸二

## 愛媛県警察本部・八幡浜警察署による通行規制に関する申し入れ

貴職におかれては、県民の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、日夜尽力しておられることに対し深謝申し上げます。

さて、県警本部では、7月下旬から、「伊方発電所3号機再稼働にかかる通行規制」を行う予定であると側聞しています。

その内容は、「国道197号線から伊方原子力発電所に向かう町道（九町九町越線）および県道255線において検問を実施する」というものです。

この措置は、7月24日から伊方原発周辺にて集会を開催するため、道路交通法77条の規定に基づき、集会主催者らが、所轄の八幡浜警察署に道路使用許可申請のため説明に赴いたことで、現地での集会等の予定を知った県警本部が、上記のような通行規制を行おうとしているものと拝察します。

さて、集会の自由は、憲法21条1項で保障されている重要な基本的人権であり、公益上、最大限尊重されなければなりません。道路交通法77条2項の3には「当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき」は、所轄警察署長は許可しなければならないとされているところです。

ただし、当該集会等を実施することで、他者の権利・利益との衝突や道路における危険防止等を図るため、必要があると認めるときは、所轄警察署長は当該許可に条件を付すことができると道交法77条3項に定められていますが、これはあくまで「条件」であり、必要最小限度の規制と考えるべきものです。今回予定されているような、伊方原発に通じる道路を、はるか手前で車両規制を行うことは、予断に基づいた過剰警備であり、集会を開催し、参加する個人の自由権を蹂躪する措置といわねばなりません。

警察法第2条2項には、「（警察の）責務の遂行に当たっては、不偏不党且

つ公平中立を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」と規定されています。

よって貴職におかれては、警察法第1条に定める「民主的理念を基調とする警察」（民主警察）としての立場から、よもや公共空間から県民を締め出すなどの法を逸脱した行為をすることがないように、ここに申し入れます。